

大韓民国産炭酸カリウムに対する
不当廉売関税の課税に関する調査の開始

（ 令和2年9月8日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会 ）

経 済 産 業 省

炭酸カリウムの概要

- 令和2年4月30日、カリ電解工業会(注)が大韓民国(以下「韓国」という。)産の炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税を求める申請書を提出。

(注) 国内で塩化カリウムの電解事業を行う企業が加盟する業界団体であり、加盟企業の炭酸カリウムの生産量の合計は、本邦生産量の100%を占める。

貨物の概要

- 名称：炭酸カリウム
- 輸入統計品目番号：2836.40-000
(協定税率:3.9%、基本税率:4.6%、特惠税率:無税)
- 外観：白色の粉末又は無色の液体
- 主な用途：・液晶パネル等のガラス類の原料
・中華麺に添加するかんすいの原料



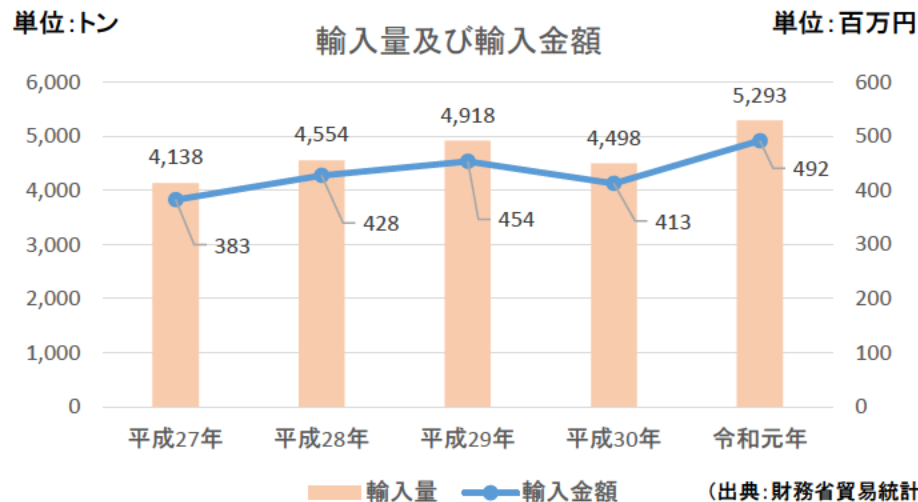
【固形品】



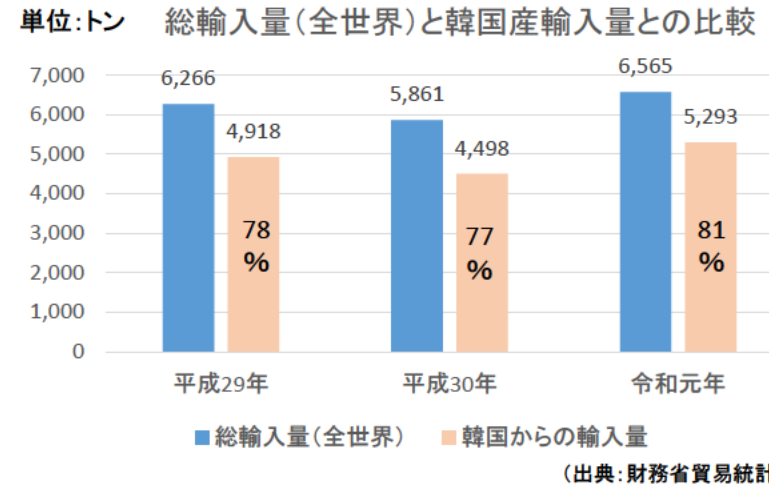
【荷姿】

(注) 写真は本邦産のもの (出典:申請者)

韓国からの輸入状況



参考



調査開始の概要

申請書の概要

不当廉売された貨物の輸入の事実

- 韓国から本邦への輸出価格と正常価格を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低く、その不当廉売差額率は10～40%の間となる。

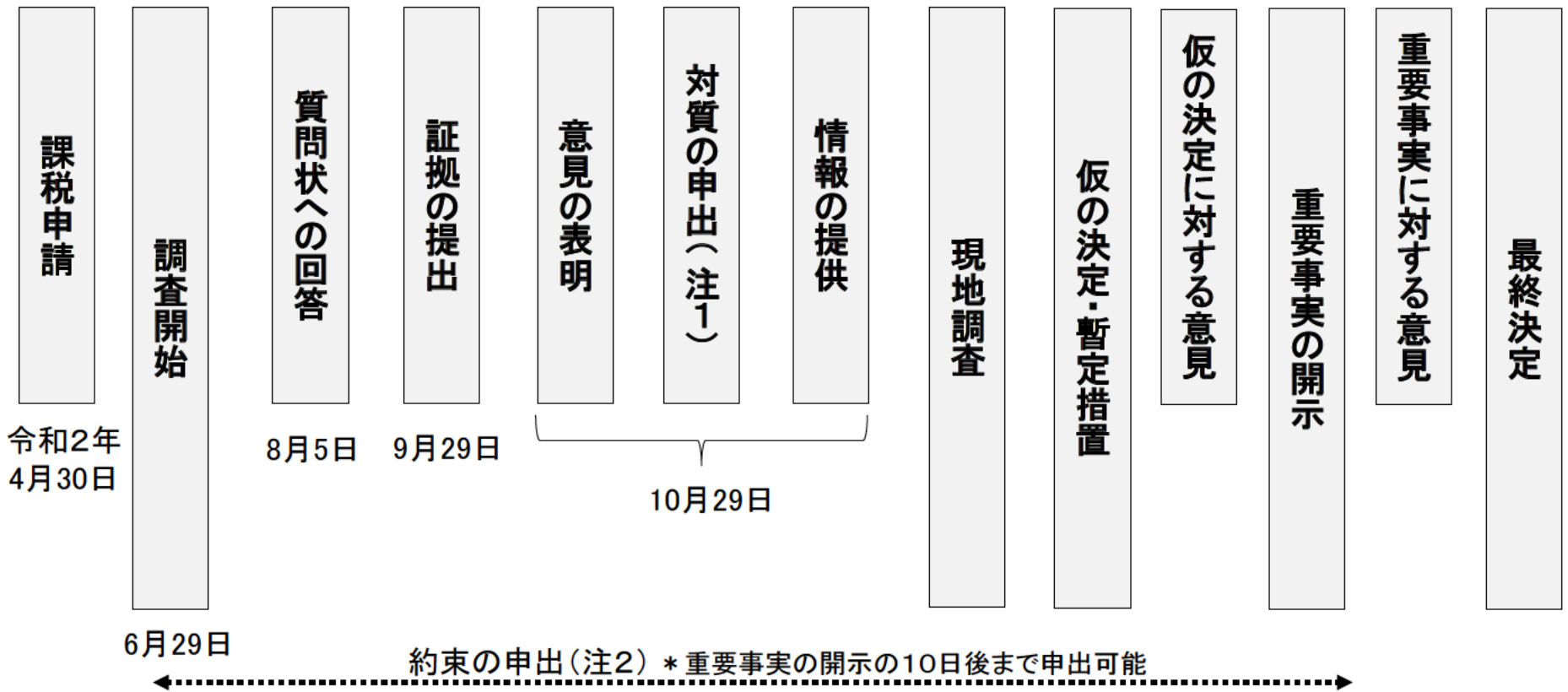
(参考) 不当廉売差額率 = $(\text{正常価格} - \text{輸出価格}) / \text{輸出価格} \times 100$

本邦の産業に与える実質的な損害の事実

- 韓国産炭酸カリウムの輸入量は、平成29年の4,918トンから令和元年には5,293トンに増加しており、国内需要量に占める市場占拠率を拡大した。
- 韓国産炭酸カリウムの国内販売価格は、国産品の国内販売価格を常に下回り続け、その結果、申請者の加盟企業は、国内販売価格の引下げを余儀なくされ、又は十分な引上げを妨げられた。
- 上記により、申請者の加盟企業の利潤は著しく悪化するなど損害を被っている。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年6月29日に調査を開始。

調査手続きの流れ



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。